

選挙管理委員会定例会次第

日時：令和2年3月2日（月）午前10時

場所：朝霞市役所別館4階 選挙管理委員会室

1 開会

2 委員長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議題

投票区の一部見直し関係

議案第5号 朝霞市の投票区の区域の変更について

定時登録関係

議案第6号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第7号 選挙人名簿から抹消することについて

在外選挙人関係

議案第8号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

選挙管理委員会規程関係

議案第9号 朝霞市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示について

5 閉会

議案第5号

朝霞市の投票区の区域の変更について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により、朝霞市の投票区の区域を次のように変更することについて、議決を求める。

令和2年3月2日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細田 昭 司

投票区名	区 域
第1投票区	(1) 溝沼3丁目(全域) (2) 膝折町4丁目(1番～11番、14番) (3) 膝折町5丁目(5番～9番) (4) 大字溝沼(861番地～873番地)
第2投票区	(1) 岡1丁目(16番～21番) (2) 岡2丁目(2番～9番、13番) (3) 岡3丁目(全域) (4) 根岸台2丁目(4番～17番) (5) 根岸台3丁目(全域) (6) 根岸台4丁目(3番、4番、5番19号～42号、6番～8番、9番21号～27号、13番、14番) (7) 大字溝沼(1237番地～1324番地、1327番地～1353番地、1422番地) (8) 大字岡(1番地～230番地、378番地～383番地) (9) 大字台(全域) (10) 大字根岸(全域) (11) 大字下内間木(113番地～122番地)
第3投票区	(1) 大字上内間木(全域) (2) 大字下内間木(113番地～122番地を除く。) (3) 田島1丁目(全域) (4) 田島2丁目(全域) (5) 浜崎4丁目(全域) (6) 大字浜崎(651番地～725番地を除く。) (7) 大字宮戸(1番地～50番地、76番地～99番地、373番地～389番地、3545番地～3577番地) (8) 大字田島(全域)
第4投票区	(1) 幸町1丁目(1番～7番、8番1号～12号、8番51・52号、9番～13番) (2) 幸町2丁目(1番～3番、11番～13番、14番1号～27号、14番43号～62号、17番) (3) 膝折町5丁目(1番～4番)
第5投票区	(1) 泉水3丁目(2番～12番、15番、16番)

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 三原1丁目(全域) (3) 三原5丁目(全域)
第6投票区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本町1丁目(19番～38番) (2) 本町2丁目(14番、15番、19番～27番) (3) 溝沼5丁目(1番～8番) (4) 溝沼6丁目(1番、2番、4番～20番) (5) 溝沼7丁目(5番) (6) 岡1丁目(4番、5番、10番～15番) (7) 岡2丁目(1番、10番～12番)
第7投票区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 幸町2丁目(4番～10番、18番1号～17号、18番48号～58号) (2) 幸町3丁目(全域) (3) 栄町5丁目(9番) (4) 大字溝沼(1983番地2) (5) 青葉台1丁目(10番) (6) 大字膝折(全域) (7) 陸上自衛隊朝霞演習場(根津パーク)の朝霞市の区域
第8投票区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 仲町2丁目(全域) (2) 根岸台5丁目(1番～3番、5番、7番～14番) (3) 根岸台6丁目(全域) (4) 根岸台7丁目(2番～21番)
第9投票区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 栄町3丁目(全域) (2) 栄町4丁目(全域) (3) 栄町5丁目(1番～8番) (4) 青葉台1丁目(6番～9番) (5) 大字溝沼(1940番地6) (6) 陸上自衛隊朝霞駐屯地の朝霞市の区域
第10投票区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 宮戸1丁目(全域) (2) 宮戸2丁目(1番、12番26号～47号、13番1号～12号、13番39号～45号、14番1号～10号、14番21号～34号、15番～18番) (3) 宮戸3丁目(1番、2番、3番1号～17号、3番86号～95号、21番～23番) (4) 宮戸4丁目(全域) (5) 大字宮戸(1番地～50番地、76番地～99番地、373番地～389番地、3545番地～3577番地を除く。)
第11投票区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 三原2丁目(13番～26番) (2) 三原3丁目(8番～35番) (3) 三原4丁目(全域)
第12投票区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 朝志ヶ丘1丁目(全域) (2) 朝志ヶ丘2丁目(全域) (3) 朝志ヶ丘3丁目(全域)
第13投票区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 仲町1丁目(全域)

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 岡1丁目(1番~3番、6番~9番) (3) 根岸台1丁目(全域) (4) 根岸台2丁目(1番~3番) (5) 根岸台4丁目(2番) (6) 根岸台5丁目(4番、6番、15番~22番)
第14投票区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本町3丁目(2番~7番) (2) 栄町1丁目(全域) (3) 栄町2丁目(全域)
第15投票区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本町1丁目(1番~18番) (2) 本町2丁目(1番~13番、16番~18番) (3) 本町3丁目(1番) (4) 溝沼1丁目(全域) (5) 溝沼2丁目(1番~6番、9番) (6) 青葉台1丁目(1番~5番) (7) 大字溝沼(1890番地4、1890番地7、1940番地4)
第16投票区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 根岸台4丁目(1番、5番1号~18号、5番43号~56号、9番1号~20号、9番28号~54号、10番~12番) (2) 根岸台7丁目(1番、22番~48番) (3) 根岸台8丁目(全域)
第17投票区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 三原2丁目(1番~12番、27番~35番) (2) 三原3丁目(1番~7番) (3) 東弁財1丁目(全域) (4) 東弁財2丁目(6番、7番、9番~14番) (5) 東弁財3丁目(4番~21番) (6) 西弁財1丁目(全域) (7) 西弁財2丁目(全域)
第18投票区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 北原1丁目(全域) (2) 北原2丁目(全域) (3) 西原1丁目(全域) (4) 西原2丁目(全域) (5) 浜崎1丁目(全域) (6) 浜崎2丁目(全域) (7) 浜崎3丁目(全域) (8) 朝志ヶ丘4丁目(全域) (9) 大字浜崎(651番地~683番地)
第19投票区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 膝折町2丁目(全域) (2) 膝折町3丁目(1番1号~16号、1番41号~60号)
第20投票区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 溝沼2丁目(7番、8番、10番~12番) (2) 溝沼4丁目(全域) (3) 溝沼5丁目(9番~20番)

	<ul style="list-style-type: none"> (4) 溝沼 6 丁目(3 番、21 番～24 番) (5) 溝沼 7 丁目(1 番～4 番、6 番～14 番) (6) 泉水 3 丁目(13 番 1 号～18 号、13 番 38 号～65 号、14 番) (7) 東弁財 2 丁目(1 番～5 番、8 番、15 番) (8) 東弁財 3 丁目(1 番～3 番) (9) 大字溝沼(432 番地～550 番地、824 番地～860 番地、1027 番地～1060 番地、1206 番地～1231 番地) (10) 大字浜崎(684 番地～725 番地)
第 21 投票区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 泉水 1 丁目(全域) (2) 泉水 2 丁目(全域) (3) 泉水 3 丁目(1 番、13 番 19 号～37 号) (4) 膝折町 3 丁目(1 番 17 号～40 号、2 番～7 番) (5) 膝折町 4 丁目(12 番、13 番、15 番～22 番) (6) 大字溝沼(551 番地～554 番地、755 番地～812 番地)
第 22 投票区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 膝折町 1 丁目(全域) (2) 幸町 1 丁目(8 番 13 号～50 号) (3) 幸町 2 丁目(14 番 28 号～42 号、15 番、16 番、18 番 18 号～47 号)
第 23 投票区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 宮戸 2 丁目(2 番～11 番、12 番 1 号～25 号、12 番 48 号～93 号、13 番 13 号～38 号、14 番 11 号～20 号) (2) 宮戸 3 丁目(3 番 18 号～85 号、4 番～20 番)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 変更後の朝霞市の投票区の区域は、この告示の施行の日以後その期日について公示又は告示をされる選挙から適用する。

投票区新旧対照表

投票区	変更後区域	変更前区域
第7投票区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 幸町2丁目(4番～10番、18番1号～17号、18番48号～58号) (2) 幸町3丁目(全城) (3) 栄町5丁目(9番) (4) 大字溝沼(1983番地2) (5) 青葉台1丁目(10番) (6) 大字膝折(全城) (7) 陸上自衛隊朝霞演習場(根津パーク)の朝霞市の区域 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 幸町2丁目(4番～10番、18番1号～17号、18番48号～53号) (2) 幸町3丁目(全城) (3) 栄町5丁目(9番) (4) 大字溝沼(1983番地2) (5) 青葉台1丁目(10番) (6) 大字膝折(全城) (7) 陸上自衛隊朝霞演習場(根津パーク)の朝霞市の区域

議案第6号

選挙人名簿に登録する者を定めることについて

公職選挙法第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めることについて議決を求める。

令和2年3月2日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細田 昭 司

男	1,018人
女	957人
計	1,975人

議案第7号

選挙人名簿から抹消することについて

次の者は、公職選挙法第28条に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和2年3月2日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細 田 昭 司

男	874人
女	846人
計	1,720人

令和2年3月1日定時登録概要について

1. 選挙人名簿への登録について ※年齢登録者については（ ）の内書き

転入 令和元年9月2日～令和元年12月1日《転入届出日》
年齢 平成13年12月3日～平成14年3月2日《生年月日》

男	1,018 人 (159人)
女	957 人 (173人)
計	1,975 人 (332人)

2. 選挙人名簿からの抹消について ※死亡者については（ ）の内書き

転出等 令和元年8月1日～令和元年10月31日
死亡 令和元年12月2日～令和2年3月1日

男	874 人 (146人)
女	846 人 (103人)
計	1,720 人 (249人)

3. 市内転居について

令和2年2月19日まで処理

4. 選挙権を有する者の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について

地方自治法	第74条第1項 条例制定改廃	50分の1
地方自治法	第75条第1項 監査請求	50分の1
地方自治法	第76条第1項 議会の解散請求	3分の1
地方自治法	第80条第1項 議員の解職請求	3分の1
地方自治法	第81条第1項 長の解職請求	3分の1
地方自治法	第86条第1項 主要公務員の解職請求	3分の1
市町村の合併の 特例に関する法律	第4条第1項 合併協議会の設置請求	50分の1
市町村の合併の 特例に関する法律	第4条第11項 合併協議会設置協議の投票請求	6分の1
地方教育行政の組織 及び運営に関する法律	第8条第1項 教育委員の解職請求	3分の1
	50分の1の数	2,307人
	6分の1の数	19,220人
	3分の1の数	38,439人

投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表

令和2年3月1日現在

投票区	投票所	男	女	計	掲示場数
1	第一小学校	1,871	1,867	3,738	7
2	根岸台市民センター	3,804	3,687	7,491	8
3	内間木公民館	2,370	2,231	4,601	8
4	第四小学校	1,391	1,428	2,819	7
5	第五小学校	3,502	3,540	7,042	8
6	第六小学校	4,045	3,922	7,967	8
7	第一中学校	1,088	898	1,986	7
8	東朝霞公民館	3,006	3,131	6,137	8
9	第四中学校	2,217	2,092	4,309	7
10	宮戸市民センター	2,515	2,373	4,888	7
11	志木聖母教会	2,974	3,067	6,041	8
12	浜崎団地集会所	2,835	2,933	5,768	8
13	東朝霞保育園	2,376	2,310	4,686	7
14	栄町保育園	2,705	2,568	5,273	8
15	保健センター	3,893	3,998	7,891	8
16	根岸台保育園	1,938	1,930	3,868	7
17	弁財市民センター	2,806	2,974	5,780	8
18	第七小学校	3,352	3,343	6,695	8
19	膝折団地集会所	1,192	1,079	2,271	7
20	溝沼市民センター	2,765	2,741	5,506	8
21	西朝霞公民館	2,136	2,065	4,201	7
22	膝折市民センター	1,485	1,438	2,923	7
23	朝霞たちばな幼稚園	1,753	1,682	3,435	7
計		58,019	57,297	115,316	173

議案第8号

在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

公職選挙法第30条の6の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和2年3月2日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細田 昭司

男	1人
女	0人
計	1人

在外選挙人名簿登録者数

	男	女	計
令和2年2月6日現在 在外選挙人名簿登録者数	64	52	116
登録者数	1	0	1
抹消者数	0	0	0
令和2年3月2日現在 在外選挙人名簿登録者数	65	52	117

在外選挙人名簿登録者数の推移

	登録者数			前回比較増減		
	男	女	計	男	女	計
平成30年7月3日現在	65	51	116	-	-	-
平成30年8月2日現在	63	50	113	△2	△1	△3
平成30年9月3日現在	61	50	111	△2	0	△2
平成30年10月2日現在	60	50	110	△1	0	△1
平成30年11月1日現在	62	50	112	2	0	2
平成30年11月22日現在	63	51	114	1	1	2
平成31年3月1日現在	64	52	116	1	1	2
令和元年5月15日現在	64	53	117	0	1	1
令和元年6月3日現在	65	53	118	1	0	1
令和元年6月21日現在	67	52	119	2	△1	1
令和元年9月2日現在	67	54	121	0	2	2
令和元年10月3日現在	66	52	118	△1	△2	△3
令和元年12月2日現在	63	53	116	△3	1	△2
令和2年2月6日現在	64	52	116	1	△1	-

近隣市の状況

令和元年12月2日現在

	男	女	計
朝霞市	63	53	116
志木市	40	34	74
和光市	66	69	135
新座市	66	70	136

議案第9号

朝霞市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示について

朝霞市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示について次のとおり議決を求める。

令和2年3月2日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細田 昭司

朝霞市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

朝霞市選挙管理委員会規程（昭和39年朝霞市選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第28条の次に次の1条を加える。

（公印の取扱い等）

第29条 この告示に定めるもののほか、公印の取扱いその他公印に関し必要な事項については、朝霞市公印規程（昭和42年朝霞市規程第1号）の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○朝霞市選挙管理委員会規程

昭和39年4月1日選挙管理委員会告示第4号

第1章 組織～第5章 文書の処理 【略】

第6章 告示及び公印

(告示の方法)

第27条 委員会及び委員長の行う告示は、朝霞市役所前の掲示板に掲示してこれを行うものとする。

(公印の様式)

第28条 委員会、委員長、委員長の職務代理者及び事務局長の公印は、次のとおりとする。

名称	寸法mm	ひな形	書体	使用区分
朝霞市選挙管理委員会印	方21	(図略)	てん書	委員会名をもって発する文書用
朝霞市選挙管理委員会委員長印	方21	(図略)	てん書	委員長名をもって発する文書用
朝霞市選挙管理委員会委員長職務代理者印	方21	(図略)	てん書	委員長職務代理者名をもって発する文書用
朝霞市選挙管理委員会事務局長印	方18	(図略)	てん書	事務局長名をもって発する文書用

附 則

この規程は、昭和39年4月1日から施行する。

○朝霞市公印規程

昭和42年3月31日規程第1号

(趣旨)

第1条 朝霞市の公印について必要な事項は、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(公印の名称等)

第2条 公印の名称、寸法、ひな形、使用区分及び公印管理者（以下「管理者」という。）は、別表のとおりとする。

(保管)

第3条 市長印、市長職務代理人印、副市長印、市印及び市役所印は、人権庶務課長が保管する。ただし、特定事務専用の市長印、市長職務代理人印及び市印は、その事務の主管課長が保管する。

2 前項の職印以外の職印は、当該職にある者が保管する。

3 公印は、常に堅固な容器に納め、勤務時間外、週休日及び休日にあつては、封印又は施錠しておかなければならない。

(公印台帳)

第4条 人権庶務課長は、公印台帳（様式第1号）を作成し、全ての公印について、作成若しくは改刻又は廃棄の都度必要な事項を記載しなければならない。

(作成及び改刻)

第5条 公印を作成し、又は改刻しようとするときは、人権庶務課長の合議を経て、市長の決裁を得なければならない。

2 管理者は、前項の規定により公印を作成し、又は改刻したときは、公印作成届又は公印改刻届（様式第2号）を人権庶務課長に提出しなければならない。

3 管理者は、その保管する公印について、盗難その他の事故等により、公印台帳記載事項に異動を生じたときは、速やかに理由を付し人権庶務課長を経て市長に届け出なければならない。

(廃止及び廃棄)

第6条 改刻その他の理由により使用しなくなった公印は、公印使用廃止届（様式第2号）を添えて人権庶務課長に引き継がなければならない。

2 引継ぎを受けた公印は、使用を廃止した月から5年間保存しなければならない。

3 前項の保存期間を経過した公印は、焼却又は裁断の方法により廃棄しなければならない。

(公印の取扱い)

第7条 管理者は、必要があると認めたときは、公印の使用その他公印に関する事務をその指定する所属職員（以下「公印取扱者」という。）に行わせることができる。

2 管理者は、前項の規定により公印取扱者を指定したときは、速やかにその職名及び氏名を人権庶務課長を経て市長に報告しなければならない。

3 公印の使用は、勤務時間中とする。ただし、管理者は必要があると認めたときは、当直の職員に公印の使用を行わせることができる。

(印影の印刷)

第8条 定例的かつ定型的で一時に多数印刷する文書のうち、公印を押印すべきものについて、管理者が適当と認めるときは、その公印の印影又はその縮小したものを当該文書に印刷して公印の押印に代えることができる。

2 管理者は、前項の規定により公印の印影又は縮小したものを印刷しようとするときは、公印印刷届（様式第3号）を人権庶務課長に提出しなければならない。

3 管理者は、印刷に使用した公印の印影の原版及び印影を印刷した文書を厳重に保管し、常にその受払を明確にし、不用となったときは、当該文書等を焼却しなければならない。

(電子印影の使用)

第9条 管理者は、事務処理上必要があると認めるときは、市の管理するコンピュータに記録した公印の印影（縮小したものを含む。以下「電子印影」という。）を使用することによって、公印の押印に代えることができる。

2 管理者は、電子印影を使用しようとするときは、電子印影使用承認申請書（様式第4号）を人権庶務課長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 管理者は、電子印影を使用するときは、不正使用を防止するため電子印影に関する情報を適正に管理しなければならない。

別表（第2条関係）

1 一般公印

名称	寸法（ミリメートル）	ひな形	書体	使用区分	管理者	個数
市印	方 21	1	てん書 こてん	市名をもって発する 一般文書	人権庶務 課長	1

【以下略】